

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします！

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を、市町村が実施主体となり総合的に運営する、「子ども・子育て支援新制度」の開始が、平成27年4月から予定されています。

新しい制度が始まることに伴い、未就学のお子さんが幼稚園や保育園などを利用する際の手続きが次のように変更になります。

1 利用手続きが変わります

幼稚園や保育園等の利用を希望する場合、市から1号または2号・3号の「支給認定」を受けることとなります。今年度幼稚園や保育園等を利用している方も、平成27年4月からの申込手続きのための認定が必要です。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 【教育標準時間認定】	満3歳以上で教育を希望する子ども ※園により対象年齢が変わります。	幼稚園、認定こども園
2号認定 【満3歳以上保育認定】	満3歳以上で保育を希望する子ども	保育園、認定こども園
3号認定 【満3歳未満保育認定】	満3歳未満で保育を希望する子ども	保育園、認定こども園、地域型保育

【利用の流れ】

◆幼稚園等を利用希望の場合

①幼稚園等に直接申し込みをします。



②幼稚園等から入園の内定を受けます。(定員超過の場合などには、面接などの選考があります)



③幼稚園等を通じて利用のための認定を申請します。



④幼稚園等を通じて市から認定証が交付されます。



1号認定

⑤幼稚園等と契約をします。



◆保育園等を利用希望の場合

①市に「保育の必要性」の認定を申請します。



②市から認定証が交付されます。



2号・3号認定

③保育園等の利用希望の申し込みをします。



④申請者の希望、保育園等の状況などにより市が利用調整をします。



⑤利用先の決定後、市と契約となります。

※①と③の手続きを同時に行うことも現在検討しています。